

河整審 第 10 号
令和 7 年 1 月 8 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府河川整備審議会
会長 小林 健一郎

河川整備の建設事業の評価について（答申）

令和 6 年 6 月 25 日付け河整第 1265 号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

- 1 淀川水系淀川左岸ブロック穂谷川の河川整備の事業評価について
審議の結果、本審議会に提出された資料と説明の範囲において、府の対応方針（案）は適切であると判断した。
 - ・府の対応方針（案）：事業継続
- 2 淀川水系淀川右岸ブロック芥川、檜尾川、東檜尾川の河川整備の事業評価について
審議の結果、本審議会に提出された資料と説明の範囲において、府の対応方針（案）は適切であると判断した。
 - ・府の対応方針（案）：芥川・東檜尾川については事業継続
檜尾川については事業休止